

不登校児童生徒の支援に関する研究（中間報告）

教育センターにおける学習支援事業を通して

教育支援部教育相談課

研究の概要

静岡県総合教育センターでは平成15年度から不登校児童生徒の支援事業として「あすなる学習支援室『ステップバイステップ』」を開設している。この事業は、不登校児童生徒の抱える「学習の問題」に対する支援を中心とし、支援者には公募によるボランティアがあたるという特色を持つ新しいタイプの事業といえる。

本研究は中間報告として、事業の基本理念でもある学習を中心とした活動を通して不登校児童生徒の将来に向けた社会的自立のための支援がどのように企画され準備が進められたか、また開設からこれまでの活動状況を通してどのようなことが分かったのかをまとめ、考察を加えることとする。

キーワード：不登校、ステップバイステップ、学習支援事業、学習支援ボランティア、社会的自立

目 次

研究の目的-----	1
研究期間及び方法-----	1
研究の内容-----	1
1 「あすなる学習支援室『ステップ バイ ステップ』」開設の背景-----	1
2 「あすなる学習支援室『ステップ バイ ステップ』」の開設準備-----	3
(1) 開設に向けての準備手順-----	3
(2) 不登校児童生徒への学習支援事業に関する事前調査-----	3
(3) 事業の企画・立案と実施要項・運営規定の作成-----	5
ア 事業目的及び運営の基本方針-----	5
イ 名称-----	6
ウ 対象者-----	6
エ 会場及び開設日-----	7
オ 学習支援ボランティア-----	7
カ 支援内容及び方法-----	8
(4) 関係機関との連絡調整-----	8
(5) 学習支援ボランティアの募集・選考・事前研修-----	9
(6) 児童生徒の募集から入室手続き-----	10
ア 通室児童生徒の募集-----	10
イ 申込み方法と手順-----	10
3 「あすなる学習支援室『ステップ バイ ステップ』」の活動状況-----	11
(1) 活動状況の概要-----	11
(2) 児童生徒の通室状況-----	13
(3) 通室児童生徒に見られる特徴的な表れ-----	14
(4) 学習活動の様子-----	18
(5) 体験活動の実施-----	21
(6) ボランティア研修会の実施-----	22
(7) アンケート調査（平成 15 年度）-----	23
4 中間報告における成果と今後の課題-----	25
(1) 成果-----	25
(2) 今後の課題-----	26
参考資料-----	28

不登校児童生徒の支援に関する研究（中間報告）

- 教育センターにおける学習支援事業を通して -

教育支援部教育相談課

研究の目的

文部科学省の報告によれば、全国の小中学校における不登校児童生徒数は、平成 13 年度から 2 年続けて減少傾向を示したが、平成 15 年度も 12 万人を超えており、依然深刻な問題である。その対策として、これまでもスクールカウンセラー等の配置やスクーリング・サポート・ネットワーク整備事業など（表 1・参考資料 6）が進められているが、不登校児童生徒への有効な支援については今後も一層の充実が望まれるところである。

本研究は、このような状況を踏まえ、静岡県総合教育センターが平成 15 年度から実施している「あすなる学習支援室『ステップ バイ ステップ』」の実施経過やその事業の検証を通して、今後の不登校児童生徒に対する支援の在り方や教育センター等の果たす役割について検討するものである。

研究期間及び方法

1 研究期間

平成 16 年度から平成 17 年度（2 年間）

2 研究方法

(1) 平成 16 年度

- ア 「あすなる学習支援室『ステップ バイ ステップ』」の実施経過のまとめ
- イ 事業の実施状況の検証

(2) 平成 17 年度

- ア 不登校児童生徒の支援に関する先進的な事業についての調査
- イ 事業の実施状況の検証
- ウ 研究のまとめ

研究の内容

1 「あすなる学習支援室『ステップ バイ ステップ』」開設の背景

静岡県総合教育センターの実施している教育相談（面接相談）では、毎年その相談件数の約 6 割を不登校問題が占めている。これらの相談では、保護者から、子供の将来への社会的自立に向けた学力補償や人間関係能力に関する不安が多く寄せられる。また、長期にわたる不登校事例では、本人の意欲とは別に、学習する機会や場に恵まれないことによって学習活動が停滞することで、問題の様相がより深刻なものとなっているケースが少なくない。

ところで、公立機関が実施している不登校児童生徒の支援の場としては、適応指導教室（教

育支援センター)^{注1)}が挙げられる。適応指導教室は、各教育委員会が不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的、計画的に行う組織として設置しているものである。本県で開設している市町村教育委員会は全体の35%(平成13年度現在)で、事業規模や活動内容は教育委員会によって異なり、特に学習支援に関しては多くの適応指導教室(参考資料7)がその整備を課題の一つとしている。¹⁾さらには、全国的にも適応指導教室に通級している不登校児童生徒は全体の約10%(文部科学省「生徒指導上の諸問題の現状について」)と適応指導教室に行くことができない児童生徒が多数存在していることから、その中には学習意欲はあるものの支援の場や学習環境を求めている者の存在が少なくないことが推察される。

このような状況認識を裏付けるものとして、平成13年9月に発表された文部科学省の調査報告「不登校に関する実態調査 平成5年度不登校生徒追跡調査報告書」(現代教育研究会への委託事業)によれば、“不登校時の支援”については66%の者が「あれば良い」と回答しており、“支援の内容”については33%が「心理相談」を、29%が「出会いの場」を、25%が「学習指導」をそれぞれ望んでいた。また、“学校以外の方法で勉強を続けたいと思ったか”という問いについては44%が「思った」と回答しており、“不登校に起因するその後の苦勞”として58%が「学力・知識不足」と回答している。なお、調査代表の大阪市立大学 森田洋司 教授(現大阪樟蔭女子大学教授)は、不登校問題への対応には「人や社会とのつながりの糸(ソーシャルボンド)」を大切にすること、「一人の人間としての存在肯定感を育むこと」の重要性を指摘している。²⁾

以上のことから、教育相談課では、当センターが実施する教育相談事業に対して、学校や適応指導教室には行けないが学習意欲があり将来の社会的自立に向けた学習や出会いの場を求めている児童生徒及びその保護者から、学習問題を中心とした支援に対する潜在的なニーズがあるものと考え、従来の「心の問題」とは異なる「学習の問題」を中心とした支援事業を計画し、平成15年度からの開設を目指して、平成14年10月からその準備作業を進めることとした。

表1 不登校にかかわる国の主な答申及び施策

平成2年4月	・適応指導教室の設置の推進
平成4年3月	・学校不適応対策調査研究協力者会議報告「登校拒否はどの子にも起こりうるものである。」
平成5年3月	・初等中等教育局中学校課長通知「適応指導教室等の学校外の機関で指導等を受ける場合について、一定要件を満たすときは出席扱いにできる。」
平成7年4月	・スクールカウンセラーの配置の開始(平成7年度～平成12年度まで調査研究委託事業、平成13年度～補助事業化)
平成8年7月	・中央教育審議会第1次答申「登校拒否の指導に当たって、元の仲間や生活に戻ることにこだわるとはならず、.....時間をかけて取り組むこと。」
平成9年11月	・高等学校の入学選抜にあたって、不登校生徒については、調査書以外の選抜資料を活用するなど、都道府県教育委員会に通知
平成10年4月	・心の教室相談員の配置
平成11年4月	・不登校児童生徒の適応指導総合調査研究委託(平成14年まで) ・生徒指導総合研修講座の開始
平成12年4月	・生徒指導総合連携推進事業の開始
平成13年9月	・不登校に関する実態調査「平成5年度不登校生徒追跡調査報告書」(現代教育研究会への委託事業)
平成14年4月	・サポートチーム等地域支援システムづくり推進事業の開始 ・不登校に関する調査研究協力者会議の発足
平成15年4月	・不登校に関する調査研究協力者会議報告「不登校の解決の目標は、児童生徒が将来的にも精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである。」 ・スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業の開始
平成15年8月	・中1不登校生徒調査(中間報告) - 不登校の未然防止に取り組むために -

2 あすなろ学習支援室「ステップ バイ ステップ」の開設準備

(1) 開設に向けての準備手順

「学習の問題」を中心とした不登校児童生徒のための新しいタイプの支援事業の開設に当たり、その準備手順を表2のとおり計画した。実際の準備作業はこの表に基づき、他県関連事業の視察調査を含めた事業の企画・立案、関係機関との連絡・調整、学習支援ボランティアの募集・事前研修、児童生徒の申込み・受付関係の領域・内容に分けて行われた。

表2 あすなろ学習支援室開設準備手順

	事業の企画・立案 関係機関との連絡・調整	ボランティア (募集・事前研修)	児童生徒 (申込み・受付)
14年 11月 12月	手順の決定 実施要項、運営規程の作成開始		
15年 1月	義務教育課との打合せ 他県関連事業への視察調査 実施要項、運営規程の完成	募集広報 「県民だより」 「市広報」掛川市、静岡市 沼津市、三島市 ラジオ「県広報番組」 ボランティア希望申込み受付 1/6 ~ 1/31	
2月	各教育事務所への事業説明 各教育事務所への事業説明	第1次選考(面接) 掛川 静岡 三島	
3月	掛川市、静岡市、三島市、沼津市各教育委員会への事業説明 県内小・中学校への実施要項等の配布	第1次選考結果通知	
4月	県内3地区各校長会(小中)での説明	第2次選考兼事前研修会 掛川 静岡 三島	入室申込み受付開始
5月	県内適応指導教室担当者会で説明	第2次選考結果通知 ボランティア登録	募集説明会(保護者) 掛川 静岡 三島

(2) 不登校児童生徒への学習支援事業に関する事前調査

新規事業の企画・立案のため、まず文献や県内外の教育センター等のホームページなどによる情報収集を通して、不登校児童生徒に対する「学習の問題」を中心とする支援事業の現状を探った。

その結果、公的機関による不登校支援の中心は適応指導教室で、そこでは学校復帰を目的とした集団への適応を主な活動内容としていることが多く、不登校児童生徒の学習支援を中心としている事業は全国的に見ても極めて少ないことが分かった。

続いて平成15年1月には、関東地域を中心に5つの施設の関連事業(公的施設1、民間施設4)について訪問調査を実施した。表3はこのうちの3施設の調査結果を示したものである。

これらの施設に共通していることは、まず事業の基本方針として、必ずしも当該児童生徒の在籍している学校への復帰を目指しているわけではないこと、施設は学校に行けない児童生徒にとって学習するための一つの選択肢に過ぎないことが挙げられる。また課題としては、学習支援者をコーディネートすることの重要性、在籍学校との連携の難しさ、さらに学校側は不登校の児童生徒に対して十分な学習補償ができていないと感じていることなどであった。その中でも公的機関である「ほっとスクール尾山台」(東京都世田谷区)は、運営面、担当職員や学習支援者、適応指導教室との関係、学校との連携等において参考となることが多くあった。いず

れにしても学習活動を支援の中心軸とするような不登校支援を実施している施設はなかった。

以上の調査を通して、不登校を画一的にとらえるのではなく、児童生徒の個別の事情に応じて丁寧に対応していく必要があることや、児童生徒が不登校状態から社会的自立に向かうステップは個人によってその方法も道のりも異なるものであることを再認識した。さらに、実際には不登校児童生徒に対する支援に関しては、そのニーズに応えるため、これまでも様々な形で多くの機関や団体が実施していることが分かった。

表3 不登校支援に関する県外の支援事業調査先（平成15年3月現在）

名称	ほっとスクール 「尾山台」	フリースクール 「むさしの学園」	「好文堂教室」
所在地	東京都世田谷区	埼玉県志木市	東京都大田区
設置者	世田谷区教育委員会	NPO 法人	登校拒否文化医学研究所
開設年度	平成14年(2002年) (ほっとスクール「城山」は平成7年(1995年))	平成14年(2002年)	昭和57年(1982年)
設置目的	心理的理由等により不登校の状態にある児童生徒に対して、次の各号に掲げる事項の実現を図る。 (1)対人関係の中で対応できる能力を養い、自立を促す。 (2)個別対応から集団生活に移行することにより、対人関係や集団生活への適応力を高める。 (3)学校生活への復帰を促す。	全ての子どもたちが自らの夢を自らの力で実現するための教育相談・学習支援活動を行い、かつ子どもたちの心の居場所を構築する。	不登校児童生徒のうち授業形態のシステムにはなじまない子どもたちのために、あえて授業形態をとらない教室として設立した。 本当は学校へ行きたい子供の自主型教室。 居場所を求め学習をしたい子供のための自主型教室。
対象	(1)心理的理由等により不登校の状態にある世田谷区立小・中学校の児童・生徒。 (2)教育相談室で相談を受けている児童・生徒。 (3)その他、教育センター所長が認めた者。	・不登校及び登校渋滞児童生徒(小・中学生)・LD、多動性の児童など。 ・通信制高校生、高校中退者など。 ・個人的な学習サポートを必要としている児童生徒など。	不登校の小・中・高校生。
支援者	非常勤職員(元社会教育指導主事1人を含む4人)	専任の講師	心理、ケースワーカー、教職免許を持った人、その他メンタルフレンド研修会(登校拒否文化医学研究所主催)の受講者から選択した人。
事業概要	・指導の基本方針 (1)教育相談及び教育相談的な対応を通して、悩みの解消、日常生活リズムの醸成、生活意欲の向上を図る。 (2)個別指導及び集団での活動を通して、社会性、協調性を育み自立心を養う。 (3)学習活動への援助を通して学ぶ喜びや意欲をもたせる。 (4)児童・生徒への対応は、個々の興味関心や心身の状態に即して行い、必要に応じて新しい学習や体験ができるよう援助する。 ・期間、時間 学校の授業日に対応する期間で、月曜日から金曜日まで。 午前9時30分から午後3時まで。(ただし、個々の事情により、上記以外の時間も設定できる。)	・生徒一人一人の状況に対応した個人指導、個別対応指導、グループ指導。 ・教科学習(英語・数学・国語理科・社会・IT講座・英会話) ・「心の居場所」の提供 ・個人指導(月～土) 学習の曜日・時間・科目・回数は希望による。 ・グループ指導(月～土) 週4日(13時～17時)	・子供が学びたい教科の学習。学習が手につかない子供にはプレイセラピーでかかわる。主に対人関係の改善に力を入れている。教科書、参考書は持参。進学希望者には進路相談と各学校への推薦状を提出している。音楽活動や作陶活動もある。 ・日課は子供たちが決める。休日は学校と同じだが、子供の要請があれば休日も構わない。 ・原則的に9時30分から16時まで。遅刻や早退は容認。
備考	児童・生徒が「自分のやりたい事を、自分で決める」という自主性、主体性を大事にし、スタッフと相談しながら活動内容を決める。	・保護者会による保護者との緊密な連携。 ・必要に応じて学校との連携を行う。	・親の会を定期的実施、親たちの個人面接もしている。 ・希望者には学校と協力して進学の指導もしている。 ・山梨県にある廃校になった学校を借りて体験活動を実施。 ・児童生徒の募集を商業的に行わない。本当に必要な子供とかかわる。

(3) 事業の企画・立案と実施要項・運営規程の作成

事業の企画・立案は以下のア～カに記す事項・内容をその柱として行い、まとめとして、実施要項（参考資料1）を平成15年1月下旬に作成し、その後、運営規程（参考資料2）の作成に着手した。

ア 事業目的及び運営の基本方針

まず本事業の基本理念を、学習を中心とした活動を通して不登校児童生徒の将来に向けた社会的自立のための支援を目指すこととし、その上で事業目的を「不登校の児童生徒への学習支援の一方策として、学習意欲はあるが、学校、適応指導教室等の場に通うことのできない児童生徒に、基礎・基本が身につくよう学習支援を行う。また、様々な体験活動等を伴う宿泊体験などを通して、人間関係づくりを行うとともに、本人及び保護者の教育相談に応じ、児童生徒の将来に向け『こころざし』をもって生きていくことができるよう支援することを目的に実施する。」（参考資料1 実施要項）と決めた。なお、この目的の中にある「こころざし」とは、静岡県教育委員会が平成14年度に策定した「『人づくり』2010プラン」のもとを目指す教育の基本目標でもある「社会とのかかわりの中で、自信を持って自らの目標に向かって主体的に努力することができる子供」に通じるものである。

さらに、目的に向けた事業の実施にあたっては、事前調査などからいくつかの課題が生じることが想定されたため、以下のとおり運営の基本方針を決めた上で具体的な事業内容を計画した。

- a 適応指導教室やフリースクールとは異なる不登校児童生徒のための支援の一つの選択肢として開設する。
- b 再登校（学校復帰）は望ましいことではあるが、学習支援及び体験活動をすることによって不登校児童生徒の将来に向けた社会的自立を支援していくことを最大の目的とする。
- c 学習支援者として、ボランティアを活用する。
- d 児童生徒の通室にあたっては学校との連携を図る。
- e 事業の成果を不登校児童生徒に対する支援の一方策として提言することを視野に入れる。

a項及びb項は、既存の不登校支援事業との関係の中で位置付けを明確にするためのものであるが、特に適応指導教室との比較については表4に示すとおり訪問調査等を踏まえ慎重に進め、事業目的や内容に大きな重複がないように配慮した。

また、c項は、本事業の中心となる学習支援を、「学びの場」「出会いの場」として個別かつ丁寧な対応の中で実施するためには、教育相談課所員では十分な人的配置が困難なため、県内からボランティアを募集することとしたものである。

d項については、義務教育下にある児童生徒が対象であることから、学習支援室の入室にあたっては保護者が学校長を経由して申し込むという手続きを取り、事務局からは毎学期末に児童生徒の通室状況を文書等で学校長に知らせ、学校との連携を図りながら支援を行うようにしたものである。

e項については、事前調査からも本事業の支援内容が特色あるものであることから、事業内容の検証結果を研究として報告することで、関係機関が不登校児童生徒への支援を進める上での参考となればと考えたものである。

表4：事業内容対照表（あすなる学習支援室（案） 静岡市適応指導教室「静岡市ふれあい教室」、適応指導教室）

静岡市ふれあい教室については旧静岡市の平成13年度の資料を基に作成

名称	あすなる学習支援室 「ステップ バイ ステップ」	静岡市ふれあい教室	適応指導教室
設置目的等	不登校の児童生徒への学習支援の一 方策として、学習意欲があっても、学 校、適応指導教室など既設の場に通 うことのできない児童生徒を対象とし て、基礎・基本が身につくよう学習支 援を行う。また、 <u>宿泊を伴う様々な体 験活動等を通して、人間関係づくりを 行うとともに、本人・保護者の教育相 談に応じ、児童生徒の将来に向け「こ ころざし」をもって生きるよう支援す ることを目的に開設する。</u>	子供を取り巻く社会や環境の変化に ともない、子供にも様々な表れが見 られるようになってきている。不登校の 児童生徒も年々増加の傾向にあり、 その原因や背景は多様化している。 本市においても、その対策として不 登校児童生徒のための適応指導教室 「静岡市ふれあい教室」を設置する。 学校生活への復帰を支援するための カウンセリング、学習、集団生活へ の適応等を組織的かつ計画的に行 い、一人一人の自立を支援する。	「適応指導教室」とは、不登校児童生 徒に対する指導を行うために教育委員 会が、教育センター等学校以外の場所 や学校の余裕教室等において、学校生 活への復帰を支援するため、児童生徒 の在籍校と連携をとりつつ、個別カウ ンセリング、集団での指導、教科指導 等を組織的、計画的に行う組織として 設置したものをいう。なお、教育相談 室のように単に相談を行うだけの施設 は含まない。
場所	県内3会場 (掛川市・静岡市・三島市) 予定	静岡市内1カ所	通級児童生徒数 14,296人 設置数 991箇所 都道府県設置 33箇所 市町村設置 958箇所
対象	<u>適応指導教室等既設の場に通えない 小・中学生</u>	静岡市に在住又は通学する小・中学 校児童生徒 心理的、情緒的原因等により、不登 校の表れを見せる児童生徒等	小・中学生
内容	教科の学習支援 国語、社会、算数・数学、理科、英 語 参加児童生徒の希望により宿泊体 験活動等	日常活動(学習指導・学習相談 他) 体験活動(自然体験・社会体験) 学校復帰支援、学校や保護者との 連携 (学級担任連絡会、保護者会 他)	個別カウンセリング、集団での指導、 教科指導等
人数	掛川 約40人 静岡 約20人 三島 約20人 合計約80人	45人が通級(H13)	14,296人 不登校児童生徒(平成13年度135,216 人)の約10%が不定期であっても通級 している。
形態	少人数の集団学習・個別指導 「あすなる学習室」(インターネット を使用した学習システム)の利用など	個別・集団指導、学習、社会・自然 体験、心理相談など	個別カウンセリング・集団指導・教科 指導
支援者	センター教育相談部の指導主事 ボランティア(社会人・大学生・高校 生・教員OB等)約40人程度	カウンセラー5人(内2人は運営に 携わる) 専任指導員2人・指導補助員3人	991機関 ()内は常勤・非常勤の割合 常勤 753人 (24.8%) 非常勤 2,278人 (75.2%)
開設日	毎週土曜日(掛川) 9:30~15:30 第1・3金曜日(三島) 9:30~15:30 第2・4金曜日(静岡) 9:30~15:30	月・水・金 9:30~14:30 火・木 9:30~12:00 年間150日(静岡市H14年度計画)	
参考資料	平成15年度「あすなる学習支援室」 実施要項	「自立を求めて」平成13年度静岡市 教育委員会教育部青少年課	文部科学省 生徒指導上の諸問題の現 状について(概要)平成14年12月25 日

(注) 下線部は平成16年度の実施要項で変更した箇所を示す。

イ 名称

事業の名称については、企画段階では「あすなる学習相談室」を仮称として準備を進めていたが、「相談」という言葉にはどうしても「心の問題」という印象が強く残るため、「学習の問題」を前面に提示する意味からも「あすなる学習支援室」とした。また、通室児童生徒にとってより親しみやすい言葉を加えることが必要と考え、不登校の児童生徒がそれぞれの社会的自立への階段を自分のペースで少しずつ前進していくというイメージから「ステップ バイ ステップ」という呼称を加え、最終的に名称を「あすなる学習支援室『ステップ バイ ステップ』」と決定した。

ウ 対象者

支援の対象とする児童生徒は、小学生及び中学生とした。なお高校生については、支援する学習の範囲が多岐にわたるとともに支援者には専門的な知識が要求されることや、現実には不

登校状態から進路変更をする者が多く、将来に向けた社会的自立の支援場所としては、フリースクール、サポート校、専修学校等の選択肢が存在することから支援の対象とはしなかった。

また、実施要項には「不登校の児童及び生徒（高校生は除く）」としたが、そもそも不登校状態を規定することは難しく、文部科学省では「不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状態にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）」³⁾としているが、これは児童生徒の「心の問題」を中心とした定義付けとも考えられる。

本事業を開設するに当たっての課題として、不登校問題の中でのいわゆるグレーゾーン（潜在群）²⁾に位置する児童生徒が、安易な登校回避の結果として通室をしたり、民間の学習塾の代替として通室をしたりすることが懸念されていた。そのため、開設当初の広報（各種説明会）や事務局での受付・受理の段階では、対象とする児童生徒の不登校状態を欠席日数から規定し、申し込み日までにおおむね1か月間の不登校状態（保健室登校、相談室登校は登校と考える）にある者とした。また、適応指導教室やフリースクールへの通級（通学）者については、複数の施設からの支援内容を受けることから生ずる混乱を避けるため対象としなかった。さらに、軽度発達障害（ADHD、LD、高機能自閉症）などの特別な支援を必要とする児童生徒についても、ボランティアによる支援は困難と考え対象には含めなかった。

エ 会場及び開設日

静岡県総合教育センターでは、これまで県内の東部・中部・西部の3地区、3会場で面接相談事業を実施しているが、学習支援室の開設地区及び会場も表5に示すとおり同一とした。これは、学習の活動場所の確保及び担当職員の派遣が容易なこと、また面接相談事業との連携を視野に入れたためである。なお開設日については、掛川会場は毎週土曜日、他の2会場は面接相談事業の開設日である隔週金曜日をあてた。

表5 会場及び開設日

地区	会場	所在地	開設日（原則として）	面接相談事業開設日
西部	掛川会場	静岡県総合教育センター 掛川市富部456番地	毎週土曜日	年末年始(12/29～1/3) を除く毎日
中部	静岡会場	静岡県男女共同参画センター 静岡市馬淵1丁目17-1	毎月の第2、第4金曜日	毎月の第2、第4金曜日
東部	三島会場	静岡県教育委員会三島分館 三島市文教町1-3-93	毎月の第1、第3金曜日	毎月の第1、第3金曜日

オ 学習支援ボランティア

本事業の基本理念及び目的に基づく支援の内容は、専門職による心理面接とは異なるものである。学習支援室が通室児童生徒にとって「学習の場」「出会いの場」となるよう学習支援者の対応には丁寧な個別指導が求められる。また、通室児童生徒は、その性別・学年はもとより、不登校になったきっかけやその状態が継続している理由や学力等、一人一人異なる。これらのことから学習支援者にはあえて従来の心理面接を担当する相談員を担当者とせず県民から「学習支援ボランティア」を募集し、事前に不登校についての一般的理解や不登校児童生徒に接する際の配慮事項について研修を行い、研修受講後、条件を付加した上で支援を依頼することと

した。

なお、児童生徒が通室するには相当の心的ストレスがかかることも考えられたので、研修の中では、学習支援ボランティアの子供たちへの対応は個々の子供に寄り添いながらということとその基本姿勢とすることを強調した。また、その上で通室者がより多くのボランティアとのかわりを積み重ねていくことが人間関係の構築に役立つものと考え、学習を支援するボランティアは毎回替わるように配慮した。

なお、この学習支援ボランティアに関する募集・研修については、後述する。

カ 支援内容及び方法

(ア) 学習活動

通室児童生徒は小学校1年生から中学校3年生までが対象であり、校種・学年、不登校による欠席状況、学習の習熟度、興味・関心などの差が大きいことが予想されることから、学習内容は児童生徒と学習支援者が毎回活動の始めに相談しながら決めることを基本とし、その上に教科（国語、算数・数学、社会、理科、英語）の基礎的な内容を中心に児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた学習を行うようにした。

学習形態としては、学習支援ボランティアによる個別指導を中心としながらも、少人数による集団学習や個人による自習、静岡県総合教育センターが開設しているインターネットを活用した学習システム「あすなる学習室」の利用など、状況に応じて柔軟に対応することとした。

また、通室時刻及び学習時間は児童生徒の自主的な判断にまかせ、午前9時30分から午後3時30分までの間で通室できる時間に来て可能な範囲の学習時間を過ごせばよいものとした。

なお、学習の合間には適宜休憩を取り、学習支援ボランティアと一緒に軽い運動や散歩、遊びなどの気分転換を行うことで、支援者との交流とともに人間関係づくりを促進するような場を自然な形で随時設定できるよう配慮した。

(イ) 体験活動

不登校になったきっかけの中には友人関係をめぐる問題等、人間関係が何らかの形で影響していることが十分に考えられる。そのため将来に向けた社会的自立を目指すという事業の基本理念からも、学習活動の中でのボランティアとのふれあいとは別に、人間関係づくりを目的とした体験活動の実施を計画した。

(ウ) 教育相談

通室児童生徒の保護者から希望がある場合については、従来、教育相談課が行っている面接相談を併せて行うこととした。

(4) 関係機関との連絡調整

本事業の実施にあたっては、教育関係を中心とした関係各機関の理解と協力は必須の条件となることから、平成14年11月からの実施要項・運営規程の作成等の準備と同時に、まず数回にわたって県教育委員会義務教育課に事業の概要説明を行い、適応指導教室や民間のフリースクールとの相違等にも触れ、学習支援室開設の理解を得た。さらに、各教育事務所、学習支援室の開設会場となる周辺の各市町村教育委員会にも事前説明を行い理解と協力を依頼した。そして、平成15年3月、県内小・中学校（811校）に実施要項等を配布し、あわせて4月には県内3地区の小中学校校長会で、5月には県内適応指導教室担当者会で事業の説明を行った。

(5) 学習支援ボランティアの募集・選考・事前研修

本事業の大きな特色でもある学習支援ボランティアの募集・選考・事前研修は、30ページの参考資料3に示す募集要項に従って実施した。特に学習支援にあたるボランティアについては、事業の性格上、実際の支援の中心内容は学習活動に限定されてはいるものの、通室する不登校児童生徒の心理的背景を理解しようとする姿勢が不可欠であり、単なる学習指導の能力とは異なる資質が求められる。そのため募集から選考・決定までの過程を、書類審査、面接、事前研修会の3段階で慎重に行うこととした。

実際の募集活動は表2に示すとおり、平成15年1月から「県民だより」や会場周辺市町村の広報誌等を通じて広く県民を対象として行うとともに、県内の大学にも学生に対する募集案内を依頼した。その結果、平成15年度の開設に向けては表6のとおり52人の申込みがあり、最終的には43人を学習支援ボランティアとして登録した。なお、学習支援ボランティアの性別、年齢、職業については図1に示すとおりである。

ところで、申込み受付から選考の段階で事務局として特に留意しなければならない課題が生じた。それは、本事業のボランティアに関心を寄せたり実際に申込みを希望したりしようとした方々の中には、ボランティアの活動内容を不登校児童生徒の心理的支援がその中心であると認識しているケースが少なくなかったからである。このことについては、申込み受付の際に本事業の趣旨を丁寧に説明することで対応したが、中には第2次選考の面接の段階で本事業の趣旨やボランティアの活動内容を初めて理解して辞退に及ぶというケースもあった。

なお、31ページの参考資料4は、最終選考を兼ねた事前研修で使用した支援者としての心構えを確認するための講義説明資料である。

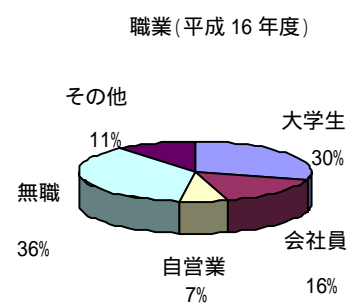
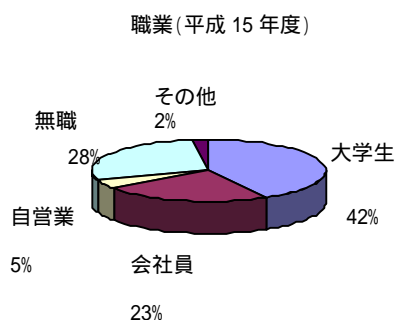
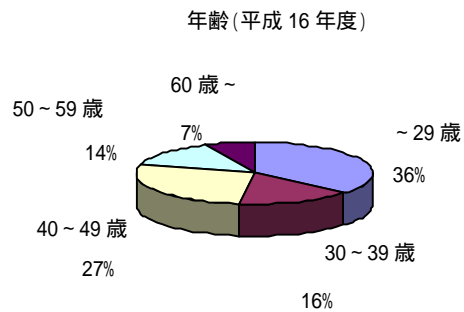
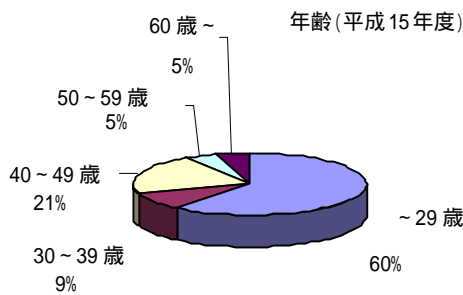
表6 学習支援ボランティアの申込み、登録状況

	募集人数	申込み人数	登録人数
平成15年度	おおむね40人	52人	43人
平成16年度	おおむね40人	47人	44人

(注)平成16年度の申込み、登録人数には15年度からの継続者20人を含む

図1 学習支援ボランティア登録人数(性別、年齢、職業)





(6) 児童生徒の募集から入室までの手順

ア 通室児童生徒の募集

通室児童生徒の募集については、開設当初は、まず教育相談課で面接相談を継続している不登校の児童生徒を対象に行うとともに、3つの会場で児童生徒、保護者、教員、適応指導教室等の関係機関職員を対象として募集説明会を実施し、その後は、希望者や学校からの連絡を随時受け付けることとした。

イ 申込み方法と手順

入室希望の児童生徒及びその保護者に対しては、事業の趣旨説明や支援対象者であることの確認などを目的として面接を行い、その上で事務局から入室の可否を保護者又は学校に連絡する。その後、保護者は、実施要項（面接時に配布、学校からの申込みの場合は実施要項を各学校で複写）を確認の上、「あすなろ学習支援室『ステップバイステップ』」入室申込書と個人カードに必要事項を記入、学校を通じて事務局へ提出（直接又は郵送）し、申込書受付後、事務局から学校及び保護者に対して正式に受け入れ受諾の文書を通知する手順とした。

3 「あすなる学習支援室『ステップ バイ ステップ』」の活動状況

(1) 活動状況の概要

ア 平成 15 年度及び平成 16 年度 12 月末までの活動状況

平成 15 年度及び平成 16 年度 12 月末までの活動状況の概要は、表 7、図 2 に示すとおりである。

児童生徒の通室状況は会場によって登録者数、延べ通室者数に大きな差が生じた。これには一つの要因として開設日の頻度と曜日が関係していると考えられる。表 5 でも示したとおり開設形態には異なる 2 つのタイプを準備したが、結果として、毎週、学校の休業日である土曜日に実施した掛川会場での登録者数及び延べ通室者数が他の 2 会場を上回った。なお、同一形態の三島会場と静岡会場でも通室状況に顕著な差が表れ、特に三島会場の 2 年続けて登録者数 1 人という状況は今後事業を進める上での検討課題となっている。

3 会場ともボランティアの登録人数はほぼ同数である。このため会場別の通室状況はボランティアの実際の支援機会にも大きく影響を及ぼした。掛川会場ではボランティアのローテーションが当初の計画を上回る状況となったが、三島会場では児童生徒が通室しない日が多かったため、平成 15 年度は 1 回も児童生徒と接する機会がなかったボランティアがいた。

通室状況の経過を月別にみると、平成 15 年度は、表 2 に示すとおり 3 月から 4 月が学校関係への通知及び説明会、続いて 5 月に県内 3 地区での募集説明会の開催という手順を踏んだため、実際の児童生徒の通室は図 2 のとおり 5 月以後となった。このうち掛川会場では、7 月以降に継続通室する児童生徒が増加し、中には毎回昼食を持参して午前午後を通して学習する者も現れた。そこで 11 月から掛川会場に限りボランティアを当初の予定より増員し、本事業の基本である個別支援が可能な体制づくりを図ったが、前述のとおりこれは当初の予定を上回るものであり、ボランティアへの依頼及び適切な配置には担当者が苦慮する状況となった。なお、年度末 3 月の減少は開設日数の減少によるものである。

平成 16 年度については、図 2 のとおり 4 月から児童生徒が通室しており、この中には平成 15 年度からの継続入室者 5 人が含まれている。また、6 月以降は掛川・静岡の両会場を中心に前年度の実績を上回る状況が継続している。そこで、掛川会場においては毎回 4 ～ 5 人、静岡会場においては 2 ～ 3 人のボランティアを配置している。

なお、表 7、図 2 に示す通室状況（登録者数及び延べ通室者数）は、入室に関する正式申込みの手続を経た児童生徒に限ったものであるが、実際には、これ以外にも試行的な形での体験入室だけをしている者が存在する。表 8 は、体験入室だけで以後正式申込みの手続を経ていない児童生徒の通室状況を示したものである。学習支援室の正式申込みは、実施要項（28 ページ参考資料 1）に規定するとおり、保護者から児童生徒が在籍する校長を経由して提出されるものである。しかし、保護者の中には、学習支援室の活動内容や子供の継続通室の可能性に対する不安や心配から、初回通室前の段階では学校と連絡を取ることに躊躇するようなケースが平成 15 年度の開設以来みられた。そのため、希望者に対して正式申込みの前に試行的な通室体験の機会を設けている。

表7 活動状況

会場	開設日	平成15年度					平成16年度(4月~12月末)				
		開設日数	通室児童生徒		学習支援ボランティア		開設日数	通室児童生徒		学習支援ボランティア	
			登録数	延べ通室者	登録数	延べ活動者		登録数	延べ通室者	登録数	延べ活動者
掛川	毎週土曜日	42	10	103	14	100	35	14	143	16	125
静岡	第2・第4金曜日	18	5	24	15	36	16	8	37	13	36
三島	第1・第3金曜日	14	1	4	14	28	15	1	8	16	29
計		74	16	131	43	164	66	23	188	45	190

図2 月別会場別通室状況

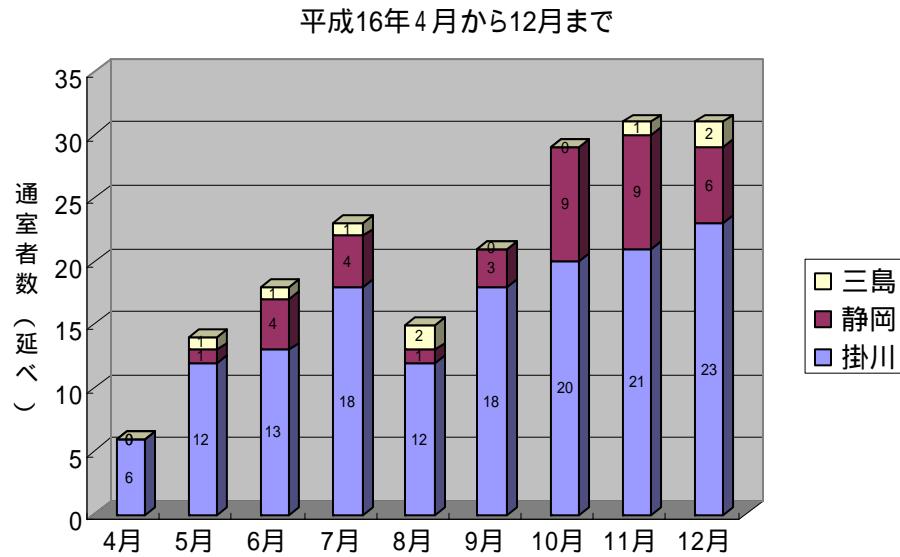
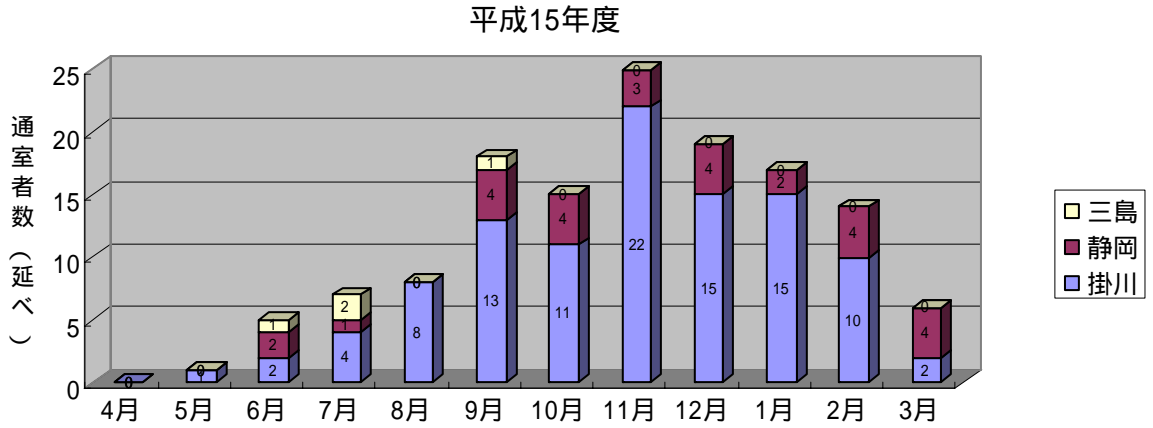


表8 体験入室者の通室状況

会場	開設日	平成15年度		平成16年度(4月~12月末)		
		体験入室児童生徒		体験入室児童生徒		体験通室の申込があったが実際には通室が無かった者
		人数	延べ通室者	人数	延べ通室者	
掛川	毎週土曜日	3	5	5	11	3
静岡	第2・第4金曜日	0	0	1	2	1
三島	第1・第3金曜日	0	0	2	7	0
計		3	5	12	20	4

イ 平成 15 年度から平成 16 年度への変更事項

学習支援室の実際の運営にあたっては、開設年度の反省を踏まえ、平成 16 年度の実施段階で以下のとおり変更を加えている。

a 対象者

本人及び保護者との面接や学校等関係機関との対応の中で、実際には適応指導教室に通室していたり保健室等登校をしていたりする児童生徒の中にも本事業の支援を求めている者が存在し、学校や適応指導教室等と事務局との間で連携が図られれば、開設当初懸念された複数の機関の異なる支援内容による混乱には必ずしもつながらないということが分かった。そこで、実施要項の中にある「不登校の児童生徒への学習支援の一方策として、学習意欲はあるが、学校、適応指導教室等の場に通うことのできない児童生徒に・・・」という規定を平成 16 年度には「不登校の児童生徒への学習支援の一方策として、学習意欲のある児童生徒に・・・」と改定し、入室条件の緩和を図る対応をとった。

b 体験活動

宿泊体験を伴う体験活動については、後述するように、平成 15 年度は通室児童生徒の様子からその実施を見送り、平成 16 年度は当初予定していた活動の規模を縮小して実施した。実施要項も「様々な体験活動等を伴う宿泊体験などを通して、人間関係づくりを行うとともに」から、「様々な体験活動を通して、人間関係づくりを行うとともに」と改定した。

c ボランティア研修会

学習支援ボランティアからの要望が多かったボランティア研修会を平成 16 年度は 7 月と 12 月の年 2 回実施し、支援者相互の情報交換の場を設けた。

(2) 児童生徒の通室状況

平成 15 年度の通室児童生徒の校種別登録者内訳は図 3、4 のとおり小学生 5 人 (31%) 中学生 11 人 (69%) で、延べ通室回数を校種別で見ると小学生 26 回 (20%) 中学生 105 回 (80%)、1 人あたりの平均通室回数は小学生 5.2 回、中学生 10.1 回であった。また、平成 16 年度 12 月までの通室者の内訳は、小学生 7 人 (30%) 中学生 16 人 (70%) で、延べ通室回数を校種別で見ると小学生 42 回 (22%) 中学生 146 回 (78%) 1 人当たりの平均通室回数は小学生 6.0 回、中学生 9.1 回である。

このように開設以来、通室者は小学生より中学生が多い状況が継続しているが、さらに学年別内訳をみると、図 5 のとおり、小学生では中学年及び高学年の占める割合が高く、低学年の通室は相対的に少ない。このことは、そもそも本事業の支援内容は、低学年児童にニーズがあるかどうかという課題を残す結果となった。

中学生では 3 年生の占める割合が平成 15 年度 55%、平成 16 年度 56% と高く、これらの生徒は、支援室での学習内容からも、高校受験や進路選択等の問題に直面して学習の必要性を感じ通室してきている様子が見える。なお、中学 3 年生の個人別通室状況は、図 6 に示すとおりその回数が多く、通室が継続する傾向にある。このように通室が継続している理由としては、各生徒が目的意識を持って通室していることや、通室日ごとに記入する感想の中にもあるように「今日は、しっかり勉強できた。」「ボランティアの方が分かりやすく教えてくれた。」など学習に対する高い満足度がその要因として考えられる。

ところで、毎回の通室時刻及び学習時間は、児童生徒の自主的な判断に任せ、午前9時30分から午後3時30分までの間で通室できる時間に来て、可能な範囲の学習時間を過ごせばよいものとした。しかし、実際の状況は、表9及び図7に示すとおりで、個人別の平均通室時間(学習時間)には大きな差が表れた。ほとんどの者が1時間半から2時間半の間で学習を行っており、校種や学年別には特徴的な傾向は見られない。なお、図6と図7の記号a～p及びA～Wは同一児童生徒を示すもので、この二つのデータの比較から、通室回数と平均通室時間との間には必ずしも相関関係は見当たらないのではないかと考えられた。

(3) 通室児童生徒に見られる特徴的な表れ

通室児童生徒の中には、事業の開設にあたり支援の対象として当初想定した不登校児童生徒のイメージの枠組みを広げざるを得ないような表れを示す者が少なくない。このことは、事務局である教育相談課にとっては、従来の個別の心理面接事業ではとらえていなかった不登校支援への問題提起でもあり、同時に児童生徒が不登校状態から社会的自立に向かうステップは個人によってその方法も道のりも異なるものであることを改めて考えさせられるものであった。

ここでは、これらの特徴的な表れのいくつかを、個人情報への配慮からごく簡単に紹介する。

- ・ 再登校(学校復帰)への働きかけは支援活動の中では行っていないが、学習支援室への通室を経て保健室・相談室登校を含めた再登校に至った者が複数いた。
- ・ 通室した中学3年生の多くは、それぞれの進路目標に向かって学習に主体的に取り組み、それを実現していった。
- ・ 適応指導教室への通級と並行して学習支援室に通室する者や、静岡県立焼津青少年の家で行われている「焼津しおさいキャンプ」に参加している者が数名いた。その理由としては、本人や保護者がそれぞれの事業の支援内容を分けて考えていたためと思われる。
- ・ インターネット上で知り合った、異なる市町村の不登校の子供同士が、そのうちの一人の学習支援室での体験を聞き、結果的に二人が同時に通室するようになったというケースがあった。
- ・ 数か月間ほとんど自宅を出ない状態が続いた子供が、保護者や教師が示した支援場所の選択肢の中に学習支援室の存在を知ると、初めて外に向かって動きを見せるようになり、遠隔地にもかかわらず通室した。
- ・ 正式な登録は行ったが、実際には1回も通室できない子供が複数いた。この中には、保護者から「登録しているだけでも、子供にとって学習の機会や場所があるという安心が持てるのでお願いしたい。」という申し出があった。
- ・ 学習活動を進める中で、学習支援ボランティアに対して自己の学習上のつまづきや、時には不登校に至った経緯を自ら進んで話す子供がいた。
- ・ 通室児童生徒は、学習教科に算数・数学を選択するが多かった。

図3 通室児童生徒の校種別内訳（登録者数）

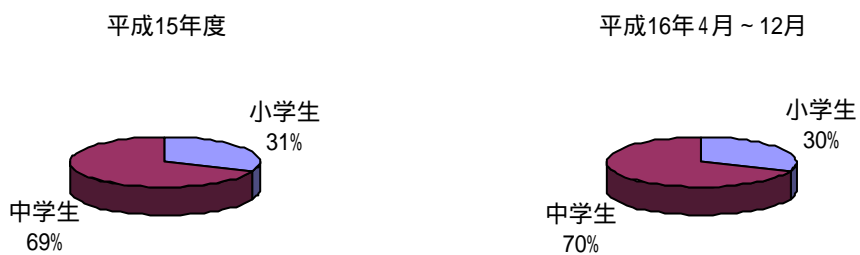


図4 延べ通室回数の校種別内訳



図5 通室児童生徒学年別内訳

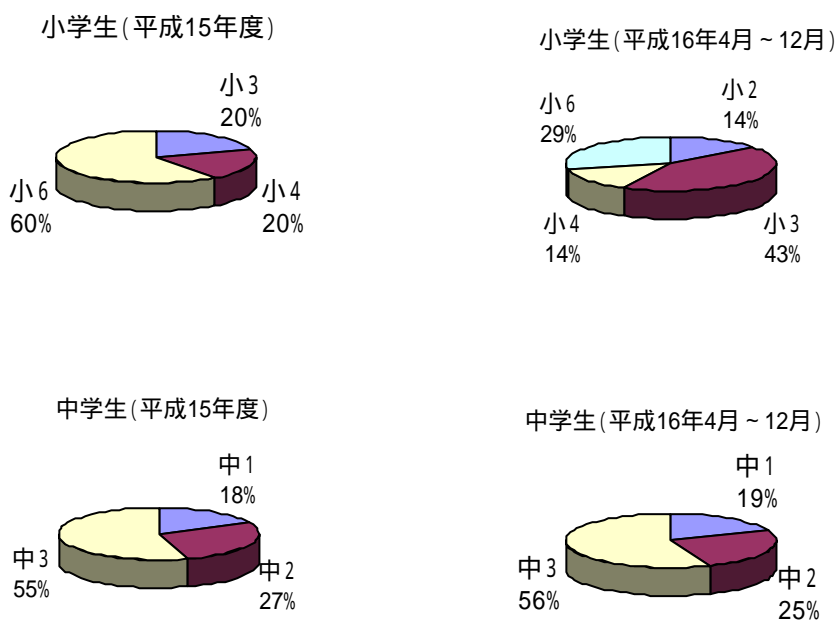


図6 児童生徒の個人別通室回数

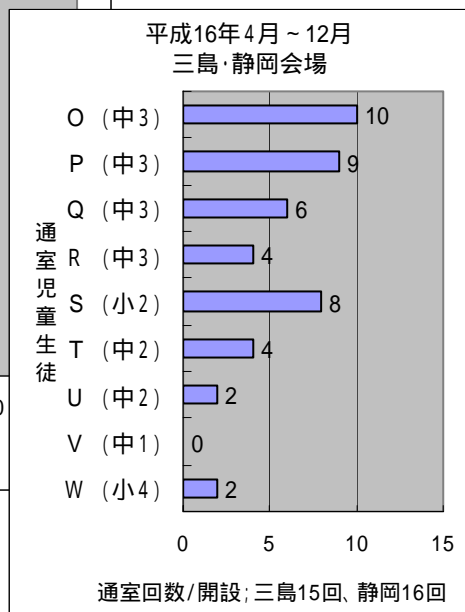
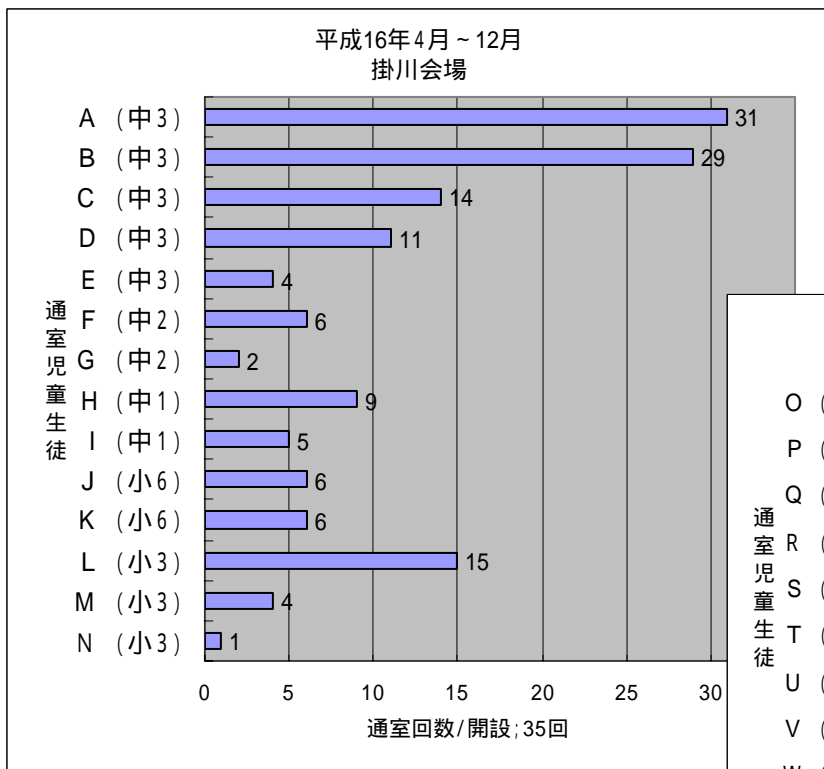
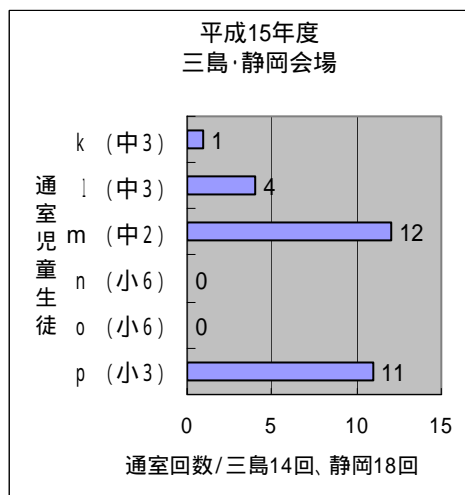
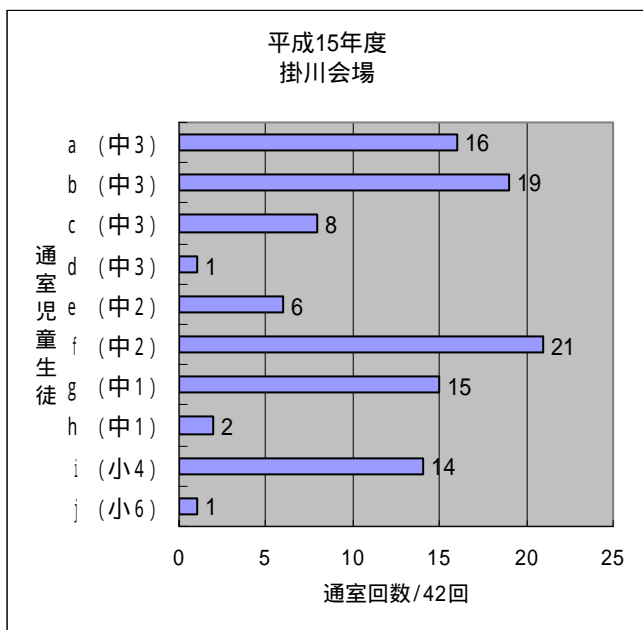
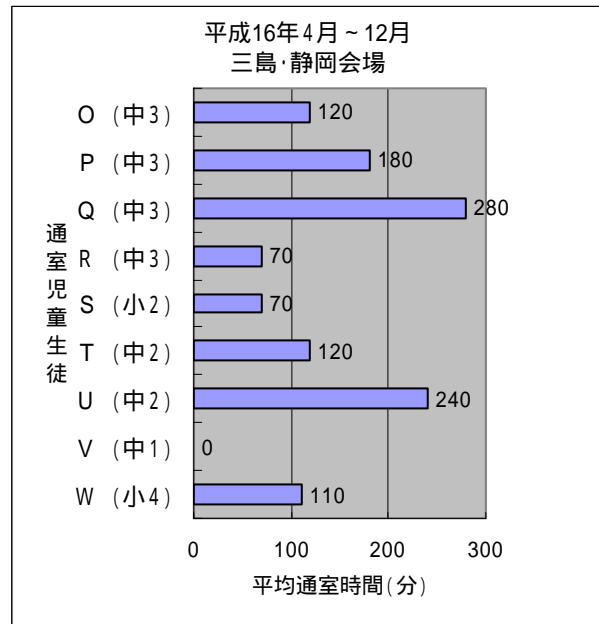
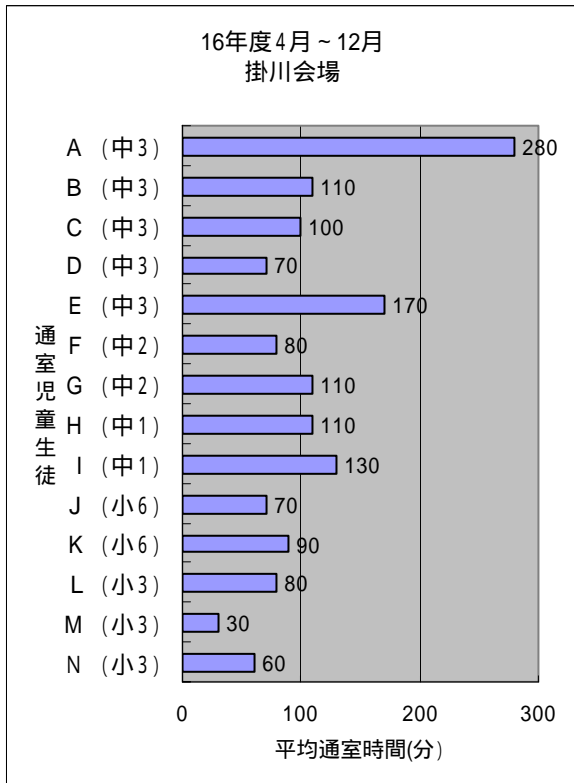
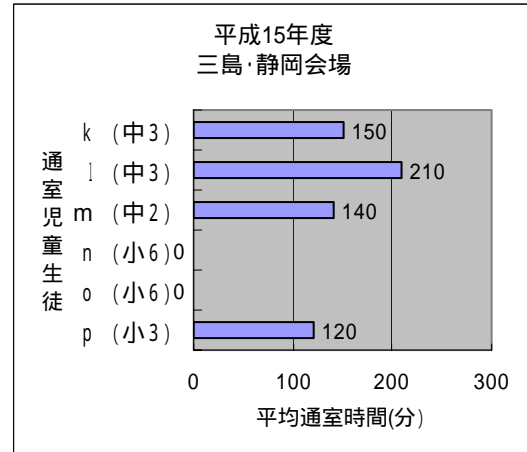
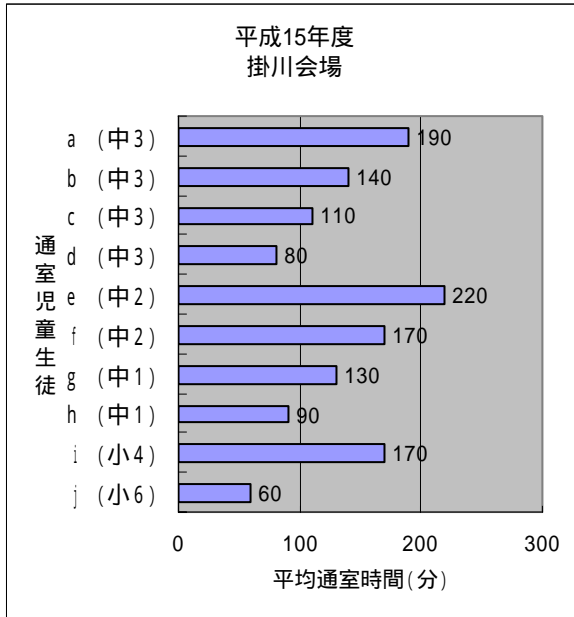


表9 児童生徒の通室時間

会場	平成15年度			平成16年4月～12月		
	延べ通室回数 (通室者数)	延べ通室時間 (分)	1回平均 通室時間(分)	延べ通室回数 (通室者数)	延べ通室時間 (分)	1回平均 通室時間(分)
掛川	103	16135	157	143	18890	132
静岡	24	3115	130	37	5745	155
三島	4	840	210	8	570	71
合計	131	20090	153	188	25205	134

図7 児童生徒の平均通室時間



(4) 学習活動の様子

表 10 は学習支援室の一日の活動の流れを示したものである。

学習支援室の活動は、午前 9 時 10 分の担当者による打合せから始まる。ここでは、当日の通室予定者と支援内容（教科）の確認を行った後、担当者を決め、「個人記録ファイル」（図 8）を通して前回までの学習状況や支援上の配慮事項などを確認している。その後、各ボランティアは担当する児童生徒の通室を待つこととなる。

通室児童生徒は、各自の予定した時刻に入室し、希望する時間でボランティアと学習活動を行う。学習活動の最後に「記録カード」（図 9）に記入し、学習の振り返りと次回の通室日時の確認を行っている。また、ボランティアは「ボランティア日誌」（図 10）、所員は「担当者控え」（図 11）に当日の活動の概要を記入し、これを後日回覧することで支援のための情報を共有している。

なお、活動場所は、掛川会場は静岡県総合教育センター研修室の一室（108 m²）、静岡会場は静岡県男女共同参画センター会議室の一室（76 m²）、三島会場は静岡県教育委員会三島分館会議室の一室（57 m²）をそれぞれ利用しており、図 12 の掛川会場の例のとおり特に間仕切り等はず、室内仕様は基本的にオープンスペースとしている。開設準備の段階では、通室児童生徒の中には他の児童生徒の様子が気になり学習に集中できなくなる者も出てくるのではないかということが予想され、通室者の状況や本人からの要望によっては個別の学習空間の確保が必要と考えていた。しかし、開設以来ほとんどの児童生徒はこの一室内の同一空間で同時に学習活動を行っている。ただし、掛川会場においては、施設内に一般開放している図書室やインターネットの活用が可能な情報学習コーナーが存在するため、希望者はボランティアと一緒に学習の場を随時移動している。

なお、当日の学習教科や内容は通室者が決めており、特に学習教材については各自が教科書や問題集等を持参することが多かった。また、教材等の準備のない場合は、当センターが開発しているインターネットを使用した学習システム「あすなる学習室」等を活用している。

通室する児童生徒のほとんどは、初回通室の際には緊張した表情で入室して来た。しかし、会場内は毎回穏やかで温かい雰囲気になっており、通室者は支援者であるボランティアとの初めての出会いに初めは戸惑いながらも、初回から自分の学習に集中して取り組む姿が見られた。これは、各ボランティアが、事前研修会で確認した「親しみやすい雰囲気作り」と「個々のニーズに応じた学習支援」という基本姿勢で接することを心掛けたからである。

特に、毎回複数名が通室する掛川会場や静岡会場では、黙々と学習をする者もあれば、学習の合間に家族や趣味、そして時には自分の過去の学習のつまづき体験などをボランティアと話す者もいる。このように、通室者とボランティアの二人が作り上げている独立した「学習の場」が、会場内に自然な形で点在するような状況を作り出している。そして、この複数の「学習の場」が同時に存在することで、学校での一斉授業とは異なる学習空間が生まれ、それが通室する不登校児童生徒を受け入れる雰囲気になっているとも考えられる。なお、この 2 年余りの間、各会場では昼食時や休息时间を含め通室者同士の会話はほとんど見られない。確かに支援者側からの意図的な働き掛けが無いこともその要因だろう。このことについては今後も本事業を進める上での検証材料として注意深く見ていきたい。

既に触れたように毎回の学習活動終了時に、児童生徒は当日の感想と次回の予定を、ボラン

ティアと一緒に「記録カード」に記入している。この記入は、あくまでも本人の判断でかつ可能な範囲でということであり、中には何も書かない児童生徒もいたが、記入を強く指示することはしなかった。感想の中には、「かけ算を忘れていたので思い出せてよかった。(小6)」「たのしかった。(小2)」「一次関数がだいぶ分かってきた。(中3)」というように、学習の充実感が記されていた。また、「分からなかったところを、家で復習をする。(中3)」「次回来るまでに、しっかり復習しておきたい。(中3)」というように、家庭学習へのつながりや、「来週、もう少ししっかり理解できるようにしたい。(中3)」「学校に追い付けるように頑張りたい。(中3)」というように、意欲の広がりを感じさせる記述も見られた。

表 10 学習支援室の一日の活動の流れ


時間	学習支援ボランティア、所員	通室児童生徒	備考
9:10	打合せ(所員1人+ボランティア) ・通室者及び支援内容の確認 ・支援担当児童生徒の決定 支援活動開始	学習時間は基本的に自由 入室 ・学習活動 ・学習カード記入 退出 	入室希望者の面接 保護者面接(必要に応じて)
9:30			
12:00	- 昼休み -		
15:30	支援活動終了 反省会 ・通室者ファイルの記録 ・支援活動の振り返り ・ボランティア日誌記入		

図 8 「個人記録ファイル」

図 9 「記録カード」

(図 8 略)

(図 9 略)

図 10 「ボランティア日誌」

(図10 略)

図 11 「担当者控え」

(図11 略)

図 12 「掛川会場 活動場所」



図 13 「学習活動の説明資料」

「ステップバイステップ」での過ごし方

9時30分 ~ 12時00分

- ☆ いつ来てもいいです。午後からでもいいです。...
- ☆ 自分がやりたい教科をボランティアさんに伝えてから始めてください。...
- ☆ 学校のように1時間目とかいう時間割はありません。あなた自身が自分のペースでやってください。
 - ・学習教科を履きたい時
 - ・トイレに行きたい時
 - ・休みたい時
 - ・ブレイルームなどで遊びたい時
 - ・帰りたい時 など
- ☆ 午後までやらなくてはいけなわけではありません。...

昼休み

- ☆ 食事は自由に食べてください。...
- ☆ 保護者の方と外へ出てもかまいません。...
- ☆ 廊下の中でもいいです。...
- ☆ お昼を食べて帰ってもいいです。...

12時00分 ~ 13時00分

13時00分 ~ 15時30分

- ☆ 午後から来遊してもいいです。...
- ☆ 学校のように1時間目とかいう時間割はありません。あなた自身が自分のペースでやってください。
 - ・学習教科を履きたい時
 - ・トイレに行きたい時
 - ・休みたい時
 - ・ブレイルームなどで遊びたい時
 - ・帰りたい時 など
- ☆ 最後までいなくてはいけなわけではありません。...

(5) 体験活動の実施

平成15年度の実施要項にもあるように、本事業の目的の中には学習活動の他に「様々な体験活動を伴う宿泊体験などを通して、人間関係づくりを行う」という事項が含まれている。このため開設の準備段階では、宿泊を伴う体験活動の機会を提供し、通室児童生徒相互や学習支援ボランティアとの交流を通して人間関係づくりが行われるよう、気候の落ち着いた10月に1泊2日の計画を立てた。しかし、3会場の児童生徒の通室状況が安定してきたのが9月以降であったこと、また実際に通室する児童生徒の様子から、支援室に通い自分の学習を成立させたりボランティアとの一対一の関係を結んだりすることで精一杯であることが感じられた。そこで15年度は体験活動の実施を見送ることとした。ただし、11月に通室者数が増加した掛川会場では、12月のクリスマスの時期に、当日の通室児童生徒とボランティア及び所員と一緒にクリスマスツリーを飾ったりラスクを作って食べたりした。この時には、普段ほとんど見られない子供たち同士の明るい会話風景が見られた。

平成16年度についても、体験活動は年間計画の中にも位置付けられていたが、6月以降各会場の通室児童生徒数が安定するようになったものの、前述のとおり、学習会場内では子供同士のかかわりがほとんど見られなかったことから、当初予定していた宿泊を伴う活動ではなく、ケーキ作り等に規模を縮小して実施することとした。表11はその実施計画である。

事前に通室児童生徒及びボランティア全員に対して案内を通知した結果、当日は表12のとおり参加者があった。活動内容は、1時間程度で行える「スイートポテトづくり」と「タコ焼きづくり」とした。中学生男子がタコ焼き作りに夢中になる小学生の手元をのぞき込みながら優しく声を掛けるなど、普段の学習活動ではかかわり合うことのほとんど無い子供たちが並んで同じ活動をしたり、ボランティアの言葉に笑い合ったりする姿が見られた。また、参加した保護者も自然な形でこの輪の中に入り、子供たちの作ったものを食べながら参加者一同、終始笑顔が絶えない時間を過ごすことができた。

なお当日は、毎週土曜日に掛川会場で行われている学習支援室も同時開催としたが、体験活動に参加した5人の子供はすべて学習活動も行った。同日開催の2つの活動への参加については、基本的に児童生徒の意志を尊重し、全員が一斉に活動を行うのではなく、どの時間からも活動に参加できるように日程、内容に配慮した。結果として、児童生徒は学習活動の合間に移動して体験活動に参加するケースが多かった。

表11 体験活動の計画

日 時	平成16年10月30日(土)
会 場	静岡県総合教育センター 研修室8
参加者	児童生徒、学習支援ボランティア(希望者)
活動内容	スイートポテトづくり、タコ焼きづくり
連 絡	各会場の支援室開催日に呼びかける 児童生徒・保護者には事前に開催を通知する。 全ボランティアに参加案内を通知する。
そ の 他	必要費用は自己負担とする。

表12 体験活動の参加者

参加者	児童生徒	5人
	保護者	2人
	ボランティア	12人
	所員	4人

(6) ボランティア研修会の実施

平成16年度は、学習支援ボランティアに対して4月の事前研修とは別に、7月及び12月の年2回研修会を実施した。これは、平成15年度の各会場における通室児童生徒の活動状況や毎回の「記録カード」及び後述するアンケート結果を通して、ボランティアによる通室者への支援姿勢やその内容が本事業の推進にとって重要であることを改めて確認したことや、三島会場の通室者が年間を通して1人であったこともあり、複数のボランティアから、他会場の活動の様子などに関するボランティア相互の情報交換の場を設けて欲しいという要望が年度末に寄せられたことによるものである。

7月に開催した第1回の研修会は、表13に示す内容で実施した。掛川会場での開催にもかかわらず、県東部在住のボランティアを含め18人が参加し、平成15年度の活動状況の報告と平成15年度末のアンケートをもとに本事業に関する通室児童生徒や保護者の感想等を紹介した後、意見交換の時間を設けた。ここでは、一人一人の習熟の程度に応じた学習支援の難しさや、その場で人間関係をつくることの戸惑い、学習が深められた時の子供の笑顔を見た時の喜びなど、実際の支援体験を通じて感じたことなどが率直に語られた。特に、これまで不登校児童生徒と一度も接していないボランティアにとっては、経験者の話は大変貴重なものであったと思われる。

12月に開催した第2回の研修会は、表13に示すとおり16人が参加した。活動状況の報告の後、静岡県総合教育センターの委託事業「ハロー電話『ともしび』」の担当者から不登校に関する講話を聞き、第1回同様相互に意見交換を行った。この第2回では、参加者全員がすでに不登校児童に対する学習支援の経験を有していたこともあり、支援上の感想や悩み等の話合いも第1回に比べ一層充実したものとなった。

表 13 ボランティア研修会の内容

《第1回ボランティア研修会》		《第2回ボランティア研修会》	
日時	平成16年7月10日(土)	日時	平成16年12月4日(土)
会場	静岡県総合教育センター 第1会議室	会場	静岡県総合教育センター 第1会議室
参加者	ボランティア(希望者) 18人 東部地区ボランティア 8人 中部地区ボランティア 3人 西部地区ボランティア 7人	参加者	ボランティア(希望者) 16人 東部地区ボランティア 3人 中部地区ボランティア 5人 西部地区ボランティア 8人
内容	1 平成15年度の活動について 2 意見交換(全体・会場別)	内容	1 平成16年度の活動について 2 講話『ハロー電話から見える不登校』 3 意見交換

(7) アンケート調査（平成 15 年度）

新規事業として開設した学習支援室の課題と次年度以降への展望を整理することを目的として、平成 16 年 3 月に、通室児童生徒、保護者及び学習支援ボランティアを対象としてアンケート調査を実施した。なおアンケート用紙は自宅への郵送とし、回答は任意とした。

以下は、対象者別に主な回答内容を整理したものである。

(ア) 児童生徒を対象としたアンケートより

a 入室理由について

- ・（略）

b 支援室の学習について

- ・（略）

c 学習支援ボランティアとの学習について

- ・（略）

d 学習支援ボランティアが毎回違うことについて

- ・（略）

e 学習支援ボランティアに望むこと

- ・（略）

f 保健室や相談室と違うところ

- ・（略）

g 入室して自分が変わったと思うこと

- ・（略）

h その他

- ・ (略)

(イ) 保護者へのアンケートより

a 入室してからの子供の変化

- ・ (略)

b 学習支援ボランティアが毎回違うことについて

- ・ (略)

c 保健室や相談室と違うところ

- ・ (略)

d その他

- ・ (略)

(ウ) 学習支援ボランティアへのアンケートより

a 児童生徒と接する際に留意したこと

- ・ (略)

b 学習支援で留意したこと

- ・ (略)

c 児童生徒の変化

- ・ (略)

d 学習支援の担当が毎回違うことについて

- ・ (略)

e 困ったこと・反省点

- ・ (略)

f 要望

- ・ (略)

g その他

- ・ (略)

4 中間報告における成果と今後の課題

(1) 成果

・ 不登校児童生徒の学習の問題を中心とした支援に対する潜在的なニーズがあると考え開設したが、この約2年、間断なく通室者があり活動は継続している。平成15年度末に実施したアンケートの通室児童生徒や保護者の記述からも、本事業が学習意欲はあるが学校に行けない状態にある子供たちにとって、支援の一つの選択肢として機能していることがうかがえる。特に、事務局としては、開設準備の段階で想定したニーズを持つ児童生徒の存在と、実際の事業内容がその子供たちのニーズにある程度応えるものであることを確認できた意義は大きい。

・ 通室児童生徒にとって学習支援室で過ごす時間は、学習と同時にボランティアとともに過ごす時間でもあった。安心できる会場の雰囲気の中で、自分の定めた目標に向かって自分のペースで学習ができること、そして何よりも自己の存在を認め学習上の小さな進歩を褒めてくれる支援者の存在が、目標とした「学習の場」「出会いの場」をつくり出すことにつながったものと考えられる。また、アンケート結果にもあるように、通室児童生徒はボランティアからの支援を通して学習意欲を喚起され、そのことによって限られた時間の中でボランティアとの関係性をより深めていたと思われる。このように、学習の問題を中心として行った事業であるが、同

時に子供たちにとっての人間関係づくりを促進する場にもなっていた。

- ・中学3年生の通室者の占める割合が高く、その学習活動の状況はどの生徒も毎回大変熱心であった。このことから、学習支援室は進路選択を意識する中学3年生にとって通室しやすい環境が整っているものと考えられる。これらの生徒の中には、義務教育終了後の進路という問題に直面することで通室を決断するに至り、その後ボランティアによる支援を通して学習や人間関係に対する自信を回復するとともに自らの進路に対して主体的に取り組んでいる者がいた。不登校児童生徒の社会的自立という事業目的に沿った子供への支援が、学習の問題を中心とした対応の中で進んだものと思われる。

- ・本事業の大きな特色であり、実際の事業を進める上で大きな意味を持つに至っている学習支援ボランティアの存在は、不登校児童生徒の支援の在り方を考えるためのヒントを提供しているともいえる。開設準備の段階で行った1月初旬の「県民だより」によるボランティア募集の広報に対しては80件近くの問い合わせが寄せられた。不登校児童生徒の支援に対する関心の高さを感じさせる出来事であった。また、受付から面接、事前研修会を通して見られたその熱心な姿勢には、初めての試みである学習支援室の開設を控え、大いに勇気付けられる思いがした。そして実際の支援場面では、事前研修で依頼した「親しみやすい雰囲気作り」と「個々のニーズにあった学習支援」という基本姿勢を通すことで、アンケート結果にも見られるような児童生徒や保護者からの高い評価を得ている。

(2) 今後の課題

- ・不登校児童生徒の学習の問題を中心として実施した事業であるが、実際には人間関係づくりを促進する場としても機能していたと考えられる。今後は、この点に関する考察をより深めていくことが必要である。

- ・通室状況の学年別内訳から、今後は発達段階に応じた支援内容の見直しが必要になるとと思われる。特に通室者の少なかった小学校低学年については、学習活動の在り方も含め検討を進めたい。

- ・通室児童生徒の人数及び校種・学年については、会場別に特徴的な表れが見受けられる。開設している曜日や隔週実施等の諸条件も影響していることは十分に考えられるが、開設する会場の持つ特性にもその要因を見つけることができると思われる。例えば、掛川会場は施設内に図書室、体育館、喫茶室等があり、周囲は豊かな自然に囲まれ、他の2会場とは大きくその環境が異なる。一方静岡会場は、主に県内諸団体が使用する会議室を多く持つ県の複合的な施設内にある。今後はこのような諸条件にも視点を当て事業の検証を進めていきたい。

- ・本事業を進める上で大きな意味を持つ存在である学習支援ボランティアについては、一対一の対応による支援の基本を堅持するためには、現状では、特に掛川会場での割り振りが困難な状況にある。今後は事業の運営についてより一層の工夫や改善を図る必要がある。

- ・事業を進める中で、従来心の問題を中心とした心理相談の中では知ることのできない不登校支援に関する様々な情報やその在り方に関するヒントを得た。このことについては次年度の研究で改めて考察したい。

- ・不登校児童生徒の様々な態様を考えれば、現実には、学習支援室の支援対象とする児童生徒たちはその一部であり、学習支援室事業は不登校支援の一方策に過ぎないことは明らかなこと

ではあるが、事業の開設及び実施を通して、不登校児童生徒への支援の在り方や教育センター等の行う教育相談事業に対しての一つの手がかりを得たと考えている。今後もより有効な支援の在り方を考えるためにも県外の先進的な取組について調査研究し、本事業に関する検証を深めたい。

・アンケート調査における学習支援ボランティアの記述の中に「児童生徒は皆本当に素直で、『こういう子たちが行けなくなる学校って何だろう』と改めて感じた。」という回答があった。この言葉は、学校教育の在り方を、さらに言えば教師と児童生徒とのかかわりをもう一度見つめなおすべき意味を持つものとも考えられる。今後も本事業を通して発せられる、通室児童生徒、保護者、学習支援ボランティアからのメッセージを大切に受け止めながら研究を進め、事業に生かしていきたいと考えている。

参考資料 1

平成 15 年度「あすなる学習支援室」実施要項

1 目的

不登校の児童生徒への学習支援の一方策として、学習意欲はあるが、学校、適応指導教室等の場に通うことのできない児童生徒に、基礎・基本が身につくよう学習支援を行う。

また、様々な体験活動等を伴う宿泊体験などを通して、人間関係づくりを行うとともに、本人及び保護者の教育相談に応じ、児童生徒の将来に向け「こころざし」をもって生きていくことができるよう支援することを目的に実施する。

2 対象者

不登校の児童及び生徒（高校生は除く。）

3 支援内容

(1) 学習支援者

学習支援活動のできる社会人、大学生、高校生等のボランティア(以下「学習支援者」という。)が指導に当たる。

(2) 学習内容

国語、算数・数学、社会、理科、英語を中心として、教科書等を使用して学習を進める。

(3) 学習形態及び方法

学習支援者による児童生徒一人一人の習熟の程度に応じた教科学習を行なう。

- ・少人数による集団学習
- ・個人による学習
- ・学習支援者による個別指導
- ・「あすなる学習室」(インターネットを使用した学習システム)の利用 など

4 開設場所及び日時

掛川会場 県総合教育センター 掛川市富部 456 番地 毎週土曜日

静岡会場 県女性総合センター 静岡市馬淵 1 丁目 17 - 1 毎月の第 2、第 4 金曜日

三島会場 県教育委員会三島分館 三島市文教町 1 - 3 - 93 毎月の第 1、第 3 金曜日

学習時間は各自の希望により、午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までの間(正午から午後 1 時までには昼休み)で設定する。

祝日及び 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までは実施しない。

5 期間

平成 15 年度の一年間

6 申込み及び受付後の処理

(1) 申込期間

保護者説明会以降、随時受け付ける。

(2) 提出書類

ア 「あすなる学習支援室」入室申込書

イ 平成 15 年度「あすなる学習支援室」個人カード

(3) 申込方法

保護者は、児童生徒が在籍する学校の校長を経由して県総合教育センターに申し込む。

校長は必要事項を記入の上郵送又は直接、県総合教育センター教育相談部に提出する。

(4) 受付後の処理

後日、教育相談部から学校の校長及び保護者あてに、文書により連絡をする。

7 費用

無料とする。ただし、教材費、宿泊に伴う経費等の実費及び会場までの交通費は自己負担とする。

8 説明会場及び日時

以下の日時・場所で説明会を行う。

掛川会場 県総合教育センター 掛川市富部456番地 5月17日(土)午後1時から2時まで

三島会場 県教育委員会三島分館 三島市文教町1-3-93 5月9日(金)午後1時から2時まで

静岡会場 県女性総合センター 静岡市馬淵1丁目17-1 5月16日(金)午後1時から2時まで

当日参加できない者に対しては、随時、県総合教育センターで説明を行う。

9 その他

(1) 希望者に対し、宿泊を伴う学習会・体験活動等の実施を計画している。

(2) 児童生徒、保護者を対象として、面接相談を行う。

(3) 各会場までの移動については保護者の責任の下に行う。

(4) この要項に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、県総合教育センター所長が別に定める。

10 問い合わせ先

事務局 静岡県総合教育センター教育相談課 〒436-0294 掛川市富部 456 番地 電話番号 0537-24-9756

平成 16 年度の変更点は本文 13 ページに示すとおりである。

参考資料 2

あすなる学習支援室「ステップ バイ ステップ」運営規程

(目的)

第1条 この規程は、あすなる学習支援室「ステップ バイ ステップ」の運営に関する事項を定めることを目的とする。

(運営)

第2条 あすなる学習支援室「ステップ バイ ステップ」の運営は、静岡県総合教育センター教育相談部に設置された事務局(以下「事務局」という。)が行うものとする。

(支援対象)

第3条 不登校の児童及び生徒(高校生を除く。)を対象とする。

2 児童・生徒の募集は、別に定めるあすなる学習支援室「ステップ バイ ステップ」実施要項に基づいて行うものとする。

(支援内容)

第4条 学習支援者による児童・生徒一人一人の習熟の程度に応じた教科学習を行う。

(学習支援者)

第5条 学習支援活動のできる社会人、大学生、高校生等のボランティア(以下「学習支援者」という。)が指導に当たる。

2 学習支援者の募集は、別に定める学習支援ボランティア募集要項に基づいて行うものとする。

(学習支援者の服務)

第6条 学習支援者の服務については、次のとおりとする。

(1) 活動日は、事務局と調整し、決定する。

(2) 活動時間は、原則として午前9時30分から午後3時30分までとする。

(3) 学習支援者が、病気等やむを得ない理由により欠席するときは、その旨を事務局に連絡しなければならない。

(4) 学習支援者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(5) 学習支援者は、常に火気・盗難に注意し、その防止に努めなければならない。

(6) 学習支援者は、諸帳簿の整理を行い、学習支援者相互及び事務局との連絡を密にするよう努めなければならない。

(報告)

第7条 事務局は、対象児童・生徒の通室日、学習状況等について毎学期末に校長に報告するものとする。

(家庭との連絡)

第8条 事務局は、対象児童・生徒の通室について、家庭との連絡を密にし、保護者の責任の下、安全管理に十分注意するように指導する。

(経費の負担)

第9条 学習支援室において児童・生徒の使用する消耗品等の経費については、保護者の負担とする。

(庶務等)

第10条 学習支援室に係る庶務は、事務局及び学習支援者が行うものとする。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、事務局が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月14日から施行する。

参考資料 3

「あすなろ学習支援室」学習支援ボランティア募集要項

1 趣旨

不登校の児童生徒への学習支援の一方策として、学習意欲はあるが、学校、適応指導教室等の場に通うことのできない児童生徒に、基礎・基本が身につくよう学習支援を行う。

また、様々な体験活動等を伴う宿泊体験などを通して、人間関係づくりを行うとともに、児童生徒の将来に向け「こころざし」をもって生きるよう支援することを目的としたボランティア活動である。

2 募集対象

- (1) 社会人（学習指導力があり、教職経験及びそれに準じる経験のある方）・大学生・高校生で、不登校の児童生徒に対する学習支援のためのボランティア活動に関心がある方
- (2) 小学生・中学生に対して、国語、算数・数学、理科、社会、英語の指導を担当できる自信のある方
- (3) 学習支援活動を行うに当たり、事務局の指示に従っていただける方

3 応募資格

- (1) 県内在住の方で活動場所（掛川・静岡・沼津の三会場のいずれか）まで通うことができる方
- (2) 毎月1回以上の学習支援活動に参加可能な方
- (3) 他の相談機関等にかかわっていない方

4 活動場所及び日時

会場	活動場所	回数・曜日
掛川会場	静岡県総合教育センター 掛川市富部 456 番地	週1回土曜日
静岡会場	静岡県女性総合センター 静岡市馬淵1丁目17番1号	月2回第2、第4金曜日
沼津会場	静岡県東部総合庁舎 沼津市高島本町1番3号	月2回第1、第3金曜日

1 活動する時間は、午前9時30分から午後3時30分（正午～午後1時は昼休み）までの5時間とする。

2 各会場とも1回の活動につき各2人以上の学習支援ボランティアで対応する。

なお、ボランティアの方の担当する日程は、ボランティアと事務局が相談の上決定する。

5 募集人員

概ね40人程度

活動する会場については、調整の上、後日連絡する。

6 活動内容

不登校の児童生徒に対する学習支援を行う。

国語、算数・数学、社会、理科、英語を中心とした学習を児童生徒の希望に添って進める。必要に応じて教材プリントを作成するなど、学習内容の定着を図るための方策を考え実施する。

7 期間

平成15年度の一年間

8 申込期間

平成15年1月6日(月)～1月31日(金)

9 申込方法

- (1) 提出書類 ボランティア申込書（写真貼付）
 - 1 「学習支援ボランティア参加申込書」は事務局から送付する。
 - 2 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出先 〒436-0294 掛川市富部 456 番地
静岡県総合教育センター 教育相談部教育相談課
TEL0537-24-9756 FAX0537-24-9740
封筒の表に「学習支援ボランティア参加申込書在中」と朱書する。
- (3) 応募締切 平成15年1月31日(金)
当日の消印のあるものまで有効

10 第1次選考

書類審査、面接の上決定する。

面接日は、本人あてに後日、文書により連絡する。

（面接は2月中下旬に静岡県総合教育センターで実施する予定）

1 書類審査・面接を通して、人物、不登校の児童生徒に対する理解、学習指導に関する適性、奉仕の精神等を総合的に判断する。

2 第1次選考の結果については、選考の日から2週間以内に連絡する。

3 面接会場への交通費は自己負担とする。

11 事前研修（第2次選考）

学習支援ボランティアとして活動するに当たって必要な事柄について研修を行う。詳細については第1次選考終了後2週間以内に該当者に文書により連絡する。

なお、この研修をもって最終選考とする。

研修日程：平成15年3月上下旬

研修会場：静岡県総合教育センター：掛川市富部 456 番地

1 第2次選考結果については、3月末日までに文書により連絡する。

2 研修会場への交通費は自己負担とする。

12 問い合わせ先

事務局 静岡県総合教育センター教育相談部教育相談課

〒436-0294 掛川市富部 456 番地 TEL0537-24-9756 FAX0537-24-9740

不登校の児童生徒への学習支援ボランティアです。学校に行けない悩みや苦しみをもっている状況でも学習に対する意欲を持っている子供たちを対象にしています。その彼らのもっている悩みや苦しみを共感的に理解しながら、なおかつ個々のニーズ（校種・学年・学校の欠席状況・学習の習熟度・興味関心などの違いによる）に応じた学習支援をしていくことを目指しています。そのためには以下の点に留意することが大切です。

あすなる学習支援室「ステップ バイ ステップ」運営規程の遵守

学習支援活動は別に定めるあすなる学習支援室「ステップ バイ ステップ」運営規程に基づいて行ってください。

支援上の留意点

1 学習環境を整える

(1) 親しみやすい雰囲気づくりをしましょう。

そのためには、

信頼に基づく人間関係をつくろうとする姿勢。
その人間関係の中で、子供たちが自他を理解し、洞察し、成長していくことを願う姿

が大切です。

ア 共感的に接する。

子供の立場に立ち、子供の側から、気持ちを理解しようとする態度で接しましょう。

イ どこまでも好意的に関わる。

どんな子供も「かけがえのない存在である」と認識してかわりましょう。

ウ 身構えのない態度で接する。

こだわりや、とらわれから離れて、相手の意見を尊重し、自由な一人の人間として、柔軟な態度で接しましょう。

エ 自分の気持ちを伝える。

「味方である、好意を持っている」という気持ちを、日ごろから伝えましょう。

以上の姿勢をつくと同時に、子供が安心して話ができるような態度に心がけましょう。

(2) 援助の仕方を工夫しましょう。

子供にあった課題を取り上げ、学習の手順、方法を一緒に考えたり、具体的な目標を持たせるように配慮しましょう。特に家庭での学習の仕方についての確かなアドバイスを行いましょう。例えば、学習計画については個々の学習のペースやレベルにそって進められるよう共に考えてあげましょう。

2 守秘義務

個人情報に関するような秘密はどんな場合でも守らなければなりません。この活動を離れた場合でも同様です。

- (1) 学習支援室以外で子供と個人的には接しないでください。
- (2) ボランティア活動をとおして知り得た秘密（子供の氏名、住所等）は絶対に口外しないでください。
- (3) ボランティアどうして、学習支援室に来ている子供のことについて話題にしないでください。
- (4) ボランティアを辞めた後も同様に秘密はお守りください。

3 その他

- (1) 無断欠席、遅刻はしないようにお願いします。
- (2) 余裕をもって来所できるように心がけてください。
- (3) 清楚な服装を心がけるようにお願いします。
- (4) あいまいなこと、まちがったことは言わないように注意してください。
- (5) 家庭・家族に関する悩み、心理的な悩みなどの相談にはのらないでください。
もし、そのような相談があった場合は県総合教育センター教育相談部教育相談課（事務局）へ連絡してください。
- (6) その他、活動を通じて困ったこと、疑問に思ったことはすべて県総合教育センター教育相談部教育相談課(事務局)と相談・協議して進めていくようにお願いします。

事務局(連絡先) 〒436-0294 掛川市富部4 5 6 番地
静岡県総合教育センター（あすなる） 教育相談部教育相談課
0537-24-9756 Fax0537-24-9740

参考資料 5

1 日の業務内容

1 日課

時間	ボランティア	所員
午前 9 時 0 0 分		打ち合わせの準備
午前 9 時 1 0 分	打ち合わせ、準備	打ち合わせ、準備
午前 9 時 3 0 分	午前の部開始	午前の部開始
正午	昼休み	昼休み
午後 1 時 0 0 分	午後の部開始	午後の部開始
午後 3 時 3 0 分	終了	終了
午後 4 時 0 0 分	片づけ、ファイル・日誌記入、反省会終了	片づけ、ファイル・日誌記入、反省会終了
午後 4 時 1 5 分		ファイル・日誌点検、所員反省会

2 打ち合わせ

(1) 所員

当日来室する児童生徒及びボランティアの確認

ア 児童生徒とボランティアの組み合わせを確認し、当日の担当ボランティアに知らせる。

(当日までに事務局で組み合わせは決めておく)

イ 来室予定の児童生徒について、「個人支援ファイル」で前回までの記録と当日の支援計画を確認する。ボランティアとの打ち合わせで当日の担当ボランティアに指示する。

使用する部屋の確認と準備

ボランティアの出欠の確認

(2) ボランティア

当日担当する児童生徒の「個人支援ファイル」を所員からもらい、前回までの記録と当日の支援計画を確認する。

使用する部屋の確認と準備

3 準備事項

(1) 部屋の中を支援ができるようにしておく。

(2) 必要に応じて、プリントなどの補助教材を準備してもかまわない。

4 学習支援の内容、手順

(1) 入室時からの具体的な手順

第 1 回目：「個人カード」をもとに、事務局で、「個人支援ファイル」を作る。(様式 1)

「個人カードファイル」に記載されている参加に関する希望を確認し、学習をどの教科でどの段階から進めていくのかを判断し、その判断内容とそう判断した理由を記入する。

しかし、最初はほとんど話さない状況が予想されるので、まず、信頼関係を築くように接していく。その結果、少しずつ本人の学習段階と目標を明確にしていく。

第 1 回目の印象が第 2 回目以降来室するかどうか大きく影響すると考えていい。

支援の内容は、本人が持参した教科書を中心に、一緒に考えながら、学習を進めてみる。沈黙はわからないという意志表示と捉えて、もう少し前の学年の内容で試してみる。それを繰り返しながら、本人が分っている箇所を明確にしていく。

小・中学校全学年分の教科書は事務局にあるので、それを随時使ってよい。

この作業がもっとも重要であり、第 1 回目だけでできなければ、第 2 回目、第 3 回目と担当する児童生徒本人が分っている箇所が明確になるまで繰り返す。

1 教科が明確になったら、さらに他の教科についても同様の作業を続ける。この作業によって、児童生徒とボランティアとの相性が明らかになっていくと考える。

担当する児童生徒本人が分っている箇所、分らない箇所が明確になったら、個別の目標を定め、個別のプログラムを作成する。

個別プログラム作成後：前回できたところを確認して、次の段階へ各教科とも進めていく。

(2) 学習支援以外での人間関係づくり

ボランティアは担当する児童生徒の様子を見ながら、適宜休憩を入れたり、簡単なストレッチなど運動をしたり、外を散歩したり、プレイルーム(掛川、三島のみ)や図書コーナー(掛川、静岡のみ)へ行ったりして、気分転換を兼ねて、学習支援以外での人間関係づくりをしていく。

(3) 個別指導が軌道にのってから

試験的に小集団での学習が可能か、ボランティア 1 人に対して 2 人の児童生徒を担当することをやってみる。

(4) 教科書にこだわらず、児童生徒の希望により、漢字検定・英語検定・数学検定・歴史検定など各種検定試験の勉強をしてもかまわない。

5 昼休み

自由に食事をとる。

6 ファイル記入、管理

(1) 児童生徒の個人ファイル

個人カードファイル：秘密は厳守し、扱いに注意する。ボランティアには基本的に見せない。

個人支援ファイル：事務局で作成する。学習支援活動はこのファイルを元に行う。

一日の支援活動が終わりしだい記入し、事務局に提出する。

秘密は厳守し、扱いに注意する。

(2) 「個人カードファイル」並びに「個人支援ファイル」の管理

事務局が責任をもって管理する。特に「個人カードファイル」の管理には注意する。

7 反省会

各ボランティアから当日の学習支援活動全般、ボランティア活動、個々の児童生徒の様子などについて反省を発表する。

8 日誌記入(様式2)

ボランティアに来ている内1人を日直当番とし、代表して日誌に記入する。

9 所員反省会

当日の学習支援活動全般、ボランティア活動、個々の児童生徒の様子など全員で情報交換する。

次の活動までの課題等があればそれを出し合い、その改善策を検討する。

参考資料6

スクーリング・サポート・ネットワーク(SSN)整備事業

趣旨	<p>不登校問題については、不登校児童生徒数が過去最多を更新し、ここ10年で約2倍になるなど憂慮すべき状況にある。学校や教育委員会では、それぞれに不登校生徒の学校復帰に向けた取組を行ってきているが、不登校児童生徒数も増加し、その態様が多様化する中、教育委員会の設置・運営する適応指導教室など既存の相談機関の利用状況を踏まえると、必ずしも十分な支援が行き届いているとは言い難い状況である。</p> <p>このため、不登校児童生徒の早期発見・早期対応をはじめ、より一層きめ細やかな支援を行うため、教員や適応指導教室指導員の研修、家庭への訪問指導など、不登校対策に関する中核的機能(スクーリング・サポート・センター)を充実し、学校・家庭・関係機関が連携した地域ぐるみのサポートシステムを整備する。</p>
内容	<p>(1)不登校問題に取り組むネットワークの中核的機能の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域スクーリング・サポート・センター 60箇所(都道府県・指定都市) ・地域スクーリング・サポート・センター 400箇所 <p>(機能例)基礎的調査研究、教員研修、民間施設に関する情報提供、家庭への訪問指導、保護者・教員への相談、助言等</p> <p>(2)「スクーリング・サポート協議会」「評価検討会議」の設置</p> <p>各都道府県・指定都市に、事業推進方策を検討するための「スクーリング・サポート協議会」及びスクーリング・サポート・センター等の取組の評価、指導助言等の機能を担う「評価検討会議」を設置</p> <p>(3)「全国不登校フォーラム」「スクーリング・サポート・センター協議会」の開催</p> <p>国において、不登校に関する全国的な情報交換や講演を行う「全国不登校フォーラム」及び「スクーリング・サポート・センター協議会」を開催</p>

参考資料7

不登校問題に関する調査研究協力者会議(第5回)H14.11.19より抜粋

適応指導教室	<p>全国928箇所、全市町村の3割。1機関あたりの指導員は大体3人程度。非常勤が75.8%。(H12)</p> <p>不登校児童生徒の10.5%が通級。その67.6%が「役立った」と評価している。(H13)</p> <p>中学生が圧倒的に多い。期間は半年から2年が大半を占めている。1年以上2年未満が一番多い。(全適連)</p> <p>学校復帰は通級1年未満の子供たちが非常に多い。年数が長くなるに連れて、復帰が遅れる。</p> <p>適応指導教室の回復状態、およそ6割から7割が回復している。</p> <p>適応指導教室への通級状態、通級回復は37.1%、変化なし54.7%と通級回復の割合が低い。</p> <p>不登校全体が様変わりしている。学校へ行かないことに罪悪感とか後ろめたさをもつ子が減ってきている。</p> <p>全体として、耐性不足の子供たちが増えてきている。耐性を子供に身につけさせることのできない保護者が増えている。</p>
連携	<p>適応指導教室に行くということは、私が学校に行っていないというレッテルを貼って、そして行くということを見せつけることになる。つまり、自分のプライドが許さないんだと。したがって、地区にある、地域にある適応指導教室には行きたくないという子供たちもたくさんいる。そうすると、かなり遠くの、実際、私どものところでは片道2時間半ぐらいかけて来る子供たちがいるんですが、全然、だれもが知らない適応指導教室に行くと行けるというような子供たちもいたりする。(議事録より)</p>

注1)

適応指導教室（教育支援センター）とは、教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、不登校児童生徒の学校生活への復帰を支援するため、児童生徒の在籍校と連携を取りつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を組織的・計画的に行う施設として設置したものをいう。なお、教育相談室のように単に相談を行うだけの施設は含まない。（文部科学省）

【引用文献】

- 1) 静岡県総合教育センター 平成13年度 研究紀要 第6号 『市町村教育委員会の教育相談活動に関する調査研究』（教育相談部）
- 2) 森田洋司編著 『不登校 その後 不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』（株）教育開発研究所 2003年
- 3) 文部科学省 学校基本調査

【参考文献】

- ・ 国立教育政策研究所生徒指導研究センター
生徒指導 第1集「生徒指導上の諸問題の推移とこれからの生徒指導 データに見る生徒指導の課題と展望」2003年
生徒指導 第2集「不登校への対応と学校の取組について 小学校・中学校編」2004年
- ・ 森田洋司編著 『不登校 その後 不登校経験者が語る心理と行動の軌跡』（株）教育開発研究所 2003年

【研究組織】

研究担当所員

教育支援部長	望	月	雅	子
教育相談課長	加	藤	洋	一
指導主事	丸	山	久	代
指導主事	渡	邊	昇	司
指導主事	加	藤	豊	彦
指導主事	平	松	明	子
指導主事	牧	田		真